

桜台東部地区防災まちづくりに関する説明会

意見の要旨および区の見解について

練馬区では、「桜台東部地区重点地区まちづくり計画」に示す、まちの目標を実現するため、令和5年度から密集事業等の様々な手法を複合的に活用して防災まちづくりを進めます。防災まちづくりを進めるにあたり、地域の皆様にご説明し、意見交換を行うため、説明会を開催いたしました。

説明会でいただいた意見の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

■説明会概要

【開催日時】 令和4年12月16日（金）19時から1時間程度

令和4年12月17日（土）10時から1時間程度（両日とも説明内容は同じです。）

【会 場】 開進第三中学校 西多目的室（練馬区桜台3丁目28番1号）

【参加人数】 16日 21名

17日 40名 計61名

■意見の要旨と区の見解

意見の要旨	区の見解
1. 地区の現状と課題に関すること	
(1) 地区のデータに関すること	
1 古い情報のまま計画を進めて最新情報を加味していない。データは最新でお願いしたい。	桜台東部地区は老朽建築物等が密集し、防災上の課題を抱えている地区であり、防災性の向上と住環境の改善を図るため、防災まちづくりを早急に進める必要があります。
2 防災道路3号線の沿道住宅の老朽化をあげているが、実際は近年建替えが行われていて、老朽化した住宅は少ない。平成28年の資料を基にせず調査し直してほしい。	土地利用現況調査は5年に1回行っているため、平成28年が区の手元にある一番新しいものになっています。
3 住民の感覚としては住宅建替えが進んでおり、耐火性能があがっていると思われる。	建築確認申請受付件数によると、練馬区内の約2%の建物が毎年新しくなっています。地区の課題は大きく変わらないと思いますので、この平成28年の調査を基に検討を進めていきたいと考えています。
4 新しい地図が出た段階で再度確認する必要があるかもしれない。	また、令和2年3月に公表された防災都市づくり推進計画においても、桜台二丁目は老朽木造住宅密集地域として選定されているため、今の時点でこの計画を見直すということは考えておりません。
5 新築が多くあり、木造住宅密集地域ではない。平成28年の資料ではなく、現状の建替えの状況等を加味して計画を見直さないのか。約30年掛かる事業であれば、新しい調査の結果が出てから計画した方がよい。	

<p>6 桜台東部地区は、本当に老朽住宅が密集している場所なのか。令和元年度の東京消防庁の震災時の困難度では、非常に安全であるという評価をされている。</p>	<p>令和2年3月に公表された東京都の防災都市づくり推進計画において、桜台二丁目は木造住宅密集地域として抽出されています。</p> <p>また、東京都が令和4年9月に発表した地震に関する地域危険度測定調査における総合危険度では、ランク1（危険性（低））からランク5（危険性（高））のうち、桜台二丁目がランク4、桜台一丁目がランク3となっています。</p> <p>なお、東京消防庁が公表している震災時の消火活動困難度では、ランク1（困難度（低））からランク5（困難度（高））のうち、桜台一丁目がランク1、桜台二丁目がランク2となっていますが、23区全体では困難度が高いランク5の地域はなく、約99%の地域がランク1または2となっています。</p>
<p>(2) 消防活動困難区域に関すること</p>	
<p>1 消防活動困難区域をどこで定義しているか。災害時において、東京消防庁は280mまで使えるホースを使用する。実際消防活動をやるのは東京消防庁なので、東京消防庁の定義を優先したほうがよい。</p>	<p>幅員6m以上の道路から半径140m以遠を「消防活動困難区域」として設定しています。</p> <p>この基準は、国土交通省が推薦しているハンドブック（震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引）に記載されており、条例や法律で定められたものではありませんので、様々な考え方があります。</p> <p>練馬区としては、安全・安心なまちにするためには、より厳しい手法をもって、また、勘案して、防災まちづくりを進めることが必要だと考えています。</p> <p>消防車は通常、200mまでホースを延長して消火活動を行います。震災時の対応として、さらにホースを伸ばし消火活動を行うことも考えられますが、ホースを伸ばすと消火活動に時間を要することになりますので、本来の対応でないかと思えます。区では震災時はもとより、平常時でも円滑な消防活動ができるような基盤を整備することが重要であると考えています。</p>
<p>2. 密集事業に関すること</p>	
<p>1 「密集事業」だったら「密集地域の解消」が単純なロジックだと思うが、道路ありきで進めていて、区の進め方はおかしい。</p>	<p>桜台東部地区は、老朽木造住宅が密集している地域であるため、震災時に延焼被害の拡大が懸念されます。防災性向上のため、まちづくりを進めること</p>

	<p>が必要です。</p> <p>防災まちづくりは、密集事業に加え、まちづくりのルールづくりや意識啓発イベントを行うなど、様々な手法を複合的に活用しながら進めます。</p> <p>密集事業では、防災道路の整備、公園等の整備、建築物の不燃化、耐震化、共同化を進めていきます。</p> <p>防災まちづくりを進めるにあたっては様々な機会を設け、地域の皆様のご意見を伺いながら進めます。</p>
2 今回の説明会は、密集事業の整備計画の説明会という位置づけを含んでいるのか。	<p>整備計画は、密集事業を活用する際に、区が作成する計画です。密集事業の主な取組として、道路整備、公園整備、建物の不燃化等を整備計画に位置づけています。今回の説明会は、その密集事業の整備計画も含めたものです。</p>
3. 密集事業による防災道路の整備に関すること	
(1) 防災道路の必要性に関すること	
<p>1 高層物件がない地域で防災道路の拡幅は必要なのか。再度検討してほしい。</p> <p>2 防災道路3号線の拡幅反対。</p> <p>3 桜台通り、正久保通り共に、普段から混雑しており、両者をつなぐ道路を整備しても有効なのか、消防車が来ても停めてられない。</p>	<p>桜台東部地区は、老朽木造住宅が密集している地域であるため、震災時に延焼被害の拡大が懸念されます。防災性向上のため、まちづくりを進める必要があります。</p> <p>災害時においても緊急車両の円滑な通行、活動が行える空間や、災害時の避難に要する重要なアクセス道路を確保するためにも、幅員6mの防災道路が必要です。</p>
(2) 交通に関すること	
<p>1 防災道路の拡幅5mから6mによる、人道の改善は期待したい。</p> <p>2 住環境の悪化になるので道路拡幅反対。道路の幅が狭いことによって静かな住環境を確保できる。</p> <p>3 拡幅にしても、大型車が通行しにくい道路設計・計画をお願いしたい。</p> <p>4 通学路の安全を確保するため、時間により上下する道路上のポールなど、設置願いたい。</p>	<p>幅員6mは、通常の住宅地における生活道路の幅員です。都市計画道路のような広幅員の道路をつくるのではないため、通過交通が大きく増加するとは考えておりませんが、現在よりは一定程度車両が増えることも想定されます。進入する車に対して、注意喚起の看板設置や拡幅した位置に外側線（白線）の路線表示を設けるなど、警察と協議し、歩行者の安全性の確保に努めていきます。</p> <p>なお、道路拡幅に伴い、歩行者や自動車の見通しが向上し安全性が高まり、通風や日当たりがよくなるなど、生活環境への効果が期待できるため、より良質な住環境を形成するものと考えています。</p>

<p>5 道路を拡幅すると、車が相当流入し、かなり抜け道として利用されるのではないか。スクールゾーンにもなっているが、安全対策など考えているのか。</p>	
<p>6 過去の他の地区で道路を拡幅した際の交通量の変化を示してほしい。</p>	<p>拡幅整備する防災道路は、計画幅員6mの一般的な生活道路であり、広域的なネットワークを形成する幹線道路のように通過交通を誘発する道路ではないと考えており、通過交通量を推計する類の道路ではありません。</p> <p>また、区内の他地区でも、歩道や車線のない住宅地における生活道路を幅員6mに拡幅した際の、前後の交通量を調べた事例はありませんでした。</p>
<p>7 6mにすれば、現在、一方通行になっている道は正久保通りから入れる2車線になるのか。</p>	<p>拡幅後の交通規制内容については、警察等との協議をし、検討していきます。</p>
<p>(3) 防災道路の位置と選定に関すること</p>	
<p>1 防災道路の位置がわからない。</p>	<p>P. 13「防災道路の地図」参照</p>
<p>2 重点地区まちづくり計画では、横に2本、縦に1本の計画だが、真ん中の道路が正久保通りに向かってL字型に曲がっている。この辺の変更はどうなっているのか。</p> <p>3 防災道路3号線の選定は少し問題と感じた。</p> <p>4 防災道路1号線と3号線を繋げる予定があるなら北側カーブからの道を広げる必要はない。</p> <p>5 既存道路の拡幅にこだわっているのは理解できない。</p> <p>6 数十年かかる話であるならば、急ぐので既存道路の拡幅という前提がおかしいのではないか。</p>	<p>重点地区まちづくり計画は、まちづくりの方向性を示したものであるため、具体的な道路の位置についてお示ししているものではありません。</p> <p>防災道路の選定にあたっては、消防活動困難区域を解消し、曲がりやクランクの少ない道路を選定しています。</p> <p>また、災害時の避難拠点までの重要なアクセス道路や、広幅員道路とのネットワークの形成といった視点からも選定しています。</p> <p>防災道路1号線は、地域の避難拠点である開進第三小学校へのアクセス道路となるとともに、道なりに千川通りと正久保通りをつなぐ路線を選定しました。</p> <p>防災道路3号線は、地域の避難拠点である開進第三中学校へのアクセス道路となるとともに、桜台通りと正久保通りを直線に繋ぐ路線を選定しました。</p>
<p>7 防災道路3号線と防災道路1号線を結ぶ道路は、必要がないのか。既存のままでも、消防車は通れるのか。</p>	<p>地区内の道路ネットワークの形成や、開進第三中学校への避難路といった観点から、防災道路1号線と防災道路3号線を南北に繋ぐ必要性はあると考えています。</p> <p>しかし、現道はクランク状になっており、円滑な</p>

	<p>通行がしにくく、見通しが良くない等、防災道路の整備には課題があります。</p> <p>整備時期や整備方法については、今後、検討を進めていきます。</p>
(4) 幅員に関すること	
1 6mの根拠がよくわからない。	<p>阪神・淡路大震災の経験から、幅員6m以上の道路では避難する際に人の通行が容易になり、落下物による閉塞があったとしても車両の通行できる可能性が高まります。消防車が路上に停止して、両側で消防人員がスペースを確保して活動できる幅員でもあります。</p> <p>平常時においては、歩行者や自動車の見通しが向上し安全性が高まり、通風や日当たりがよくなるなど、生活環境への効果が期待できます。</p> <p>災害時を想定し、消防活動や避難を円滑に行えるよう、地区内の既存の主要となる数路線を幅員6mに拡幅することが必要です。</p>
2 防災道路の拡幅の幅は、どのくらいか。	<p>既存道路を6mに拡幅することを考えています。拡幅の位置については、測量を実施した後、決定しますが、基本的には道路中心から3mずつ拡幅する計画のため、現状が4mであれば基本は1mずつご協力いただくこととなります。</p>
(5) 沿道住民の負担に関すること	
1 一般の人から見れば道路が広がって交通の便が良くなるのは結構だが、敷地を道路に取られる側から見れば大変ショックなこと。	<p>桜台東部地区は、老朽木造住宅が密集している地域であるため、震災時に延焼被害の拡大が懸念されます。防災性向上のため、まちづくりを進めることが必要です。</p> <p>災害に強く、安全・安心かつ住みよいまちの実現に向けて、今後とも、地域の皆様のご理解とご協力をいただけるよう丁寧に説明し、まちづくりに取り組んでいきます。</p>
2 現在の建物は土地との割合でぎりぎりに建てられていて、取られると建蔽率違反になる。	<p>公共事業にご協力頂いたことにより、敷地面積が減少した場合、既存の建物は、建蔽率の違反となりません。</p>

(6) 補償に関すること	
<p>1 道路拡幅に係る補償内容が明確でないため、事業化後に説明されても遅い。</p> <p>2 住民に生じる可能性のある痛み（経済面と環境面等）と補償について、本計画決定前の詳細な説明の実施してほしい。</p> <p>3 セットバックすると駐車場やゴミ出し場等がなくなり、玄関の変更も必要になる。全て建て替えられるなら協力するが、建て替えられないなら反対である。</p> <p>4 どの道路を拡幅しても、住民への補償が十分でないなら全く話にならない。</p>	<p>道路の拡幅に伴う補償については、道路の測量や建物調査を行い、残地の形状や建物の配置状況・建物の構造などをもとに、補償額を算定します。</p> <p>したがって、現段階で具体的な補償額等をお示しすることはできませんが、補償内容の考え方については、関係権利者の皆様に、その都度ご説明していきます。</p>
<p>5 協力して道路を広げたのに、震災時に家が燃えてしまった場合、何か補償はあるのか。</p>	<p>まちづくりにご協力いただいた方に特化した補償はありません。</p>
(7) 生産緑地に関すること	
<p>1 生産緑地は保護して、住民の生活は守らないのか。</p> <p>2 人の住んでいない生産緑地は避けて道路を通すが、人の住んでいる住居はどうかして道路を通す理論がおかしい。</p> <p>3 防災道路1号線は生産緑地を貫かなくては意味ない。</p>	<p>防災道路1号線は、千川通りと正久保通りを道なりに繋ぐ道路であり、消防活動困難区域を効果的に解消し、地域の重要な避難拠点である開進第三小学校へのアクセス道路となります。</p> <p>防災道路1号線と防災道路3号線を繋ぐ整備方法については、今後検討していきたいと考えています。</p>
(8) 防災道路以外の取組に関すること	
<p>1 道路幅を拡幅することのみを優先させている。</p> <p>2 消防活動困難区域の解消が主目的ではないのか、本当にそうなのか。先に防災道路が決まってそれに理由づけしている気がする。</p> <p>3 今回のまちづくりは現状の問題点改善のために行うというより、道路整備を行うことありきで進めているように感じた。</p>	<p>桜台東部地区では防災性の向上を目指し、公園整備、道路整備、建物の不燃化促進、危険なブロック塀等の撤去、防災設備の効果的な活用、防災意識の向上など、様々なまちづくりの手法を複合的に活用しながら取り組みます。</p> <p>災害時においても緊急車両の円滑な通行、活動が行える空間や、災害時の避難に要する重要なアクセス道路を確保するためにも、幅員6mの防災道路が必要です。</p>

4. 密集事業による公園等の整備に関すること	
1 公園についてはどう考えているのか。	桜台東部地区まちづくりニュース等での公園用地の募集や駐車場などのオープンスペースをお持ちの方に公園用地としての提供をお願いするなど、公園用地の確保に努めてまいります。
5. まちづくりのルールづくりに関すること	
1 整備計画上位置づけた路線は、地区計画で建替え時に幅員6mの道路になるように制限をかけるのか。	地区計画は、建物の建て方や道路、公園等に関する地区独自のルールを定める制度です。密集事業と異なり、すぐに事業化するのではなく、建替えや新築に合わせて、地区計画の内容に沿って規制、誘導することで、徐々に目標とするまちづくりの実現を図ります。地区計画では、整備する路線を地区施設に定めることで、建替えに合わせて道路整備を行う場合もあります。 令和5年度以降、ルールの内容等を含めて、地域の皆様やまちづくり協議会等で検討していきます。
2 地区計画が決まると、今の住宅が不適合になると思う。	
3 地区計画はどのように決定するのか。	地区計画は、都市計画法に基づく手続を経て決定します。 地域の皆様のご意見を伺いながら、区で素案の作成、原案作成等を行い、手続を進めます。
4 地区施設は、測量することなく決められるのか。	地区計画を定める際に測量は実施しませんが、建替え等を行うこととなった際に、土地の買収について申出があった場合には、当該地の用地測量を行います。
5 密集事業の整備計画に位置づけられたとしても、それに協力するかどうかは基本的に任意であると理解している。地区計画の地区施設になれば義務的な対応になるため、密集の整備計画に入れるかどうかについて、この3本の道路の該当する権利者である人たちの同意を取るべき。	防災道路1～3号線の整備を進めていきます。測量や建物の調査等をさせていただいて、ご同意いただける敷地の方から順次買っていきます。 地区計画については、令和5年度以降、ルールの内容等を含めて、地域の皆様やまちづくり協議会等で検討していきます。
6. ブロック塀等の撤去に関すること	
1 ブロック塀の撤去や、古い住宅のブレーカーを変えることも、防災ということで良いと思う。	区では、危険なブロック塀等の撤去費用助成や感震ブレーカーのあっせんを行っています。 今後、ブロック塀等の撤去を促進する路線を指定し、指定した路線沿いの安全性に疑いのあるブロッ
2 区の助成が少ないため、ブロック塀の撤去が進	

<p>んでいないのではないか。</p>	<p>ク塀等について助成金額の上限を引き上げる予定です。</p> <p>また、イベント等のさまざまな機会を捉えて、防災用品の普及啓発に努めていきます。</p>
<p>7. 狭あい道路の拡幅に関すること</p>	
<p>1 4m幅の道路をまず確実に拡幅してほしい。</p>	<p>区では、4mに満たない狭あいな道路を拡幅するため、助成制度を活用しながら整備を促進しています。</p> <p>桜台東部地区内においては、狭あいな道路が多く残っているため、今後、狭あい道路の拡幅を促進する路線を指定し、助成制度の拡充を行う予定です。</p>
<p>8. 駅前のまちづくりに関すること</p>	
<p>1 説明資料に「桜台駅前の整備」について示してあるが、現状を変更するのは北側のみである。桜台駅南側は絶対に工事を行わず、現状に手をつけないでほしい。</p>	<p>今後、地域の皆様の意見を伺いながら、具体的な整備の計画を定めていきます。</p>
<p>9. 防災設備の効果的な活用に関すること</p>	
<p>1 スタンドパイプ等を多くつけてほしい。</p> <p>2 幅員6m以下での消防活動ができない(円滑でない)ということで、今回検討してきているが、道路拡幅以外の方法、例えば6m以下での使用が難しい消火設備の検討をしてほしい。</p>	<p>区は地域の防災会に、救出・救護や初期消火のために必要なスタンドパイプ等の資器材を貸与し、訓練の支援を行っています。</p> <p>また、防災学習センターでは、消火器の使用方法について講習を行っており、講習はご要望に応じて各地域でも実施しています。</p> <p>引き続き地域の皆様のご意見を伺いながら、防災設備を効果的に活用できるよう検討を進めます。</p>
<p>3 消火栓や小型消防車の整備の方が必要ではないか。</p> <p>4 この計画が具体化、具現するまでにはかなりの時間を要すると思う。この間の緊急的な対応として、小型ポンプ車を配置していただきたく要請する。</p>	<p>桜台東部地区内の消火栓は、消防法上の基準を満たしています。</p> <p>また、東京消防庁では練馬区に、小型消防車2台を導入しています。火災の状況に応じて、小型消防車での対応も行っています。</p>
<p>10. 日常の安全・安心および防災意識の向上に関する取組や啓発イベントに関すること</p>	
<p>1 住民の消防・防災などソフト面の活用を進めてほしい。</p> <p>2 説明会やアンケートはもちろん、啓発イベント</p>	<p>地域の防災性向上のためには、ソフトとハードの両面からまちづくりに取り組むことが不可欠です。</p> <p>ソフト面の取組として、啓発イベントの開催等、</p>

<p>もぜひ開催してほしい。</p>	<p>防災意識の向上に関する取組を進めていきます。</p>
<p>11. その他の取組に関すること</p>	
<p>(1) 電柱や隅切りに関すること</p>	
<p>1 電柱等を整備しなければ拡幅だけでは解決できない。</p> <p>2 5m道路の両脇に電柱が立っている、電柱を撤去・埋設できれば実質、道路を広げたのと同じではないか。</p> <p>3 桜台東部地区は確かに狭あいな道路が多く住宅も密集している、せめて一部でも無電柱化を進めたらよいと思う。</p>	<p>区では、地域の骨格となる幅員の広い都市計画道路や生活幹線道路を中心に、電線類を地中化し無電柱化を進めています。地中化については、電線を埋設する空間や地上機器の設置にあたり、一定のスペースが必要となります。</p> <p>今後、まちづくりを進めていく際に、ご意見を頂きながら検討していきます。</p>
<p>4 すみきりを利用できるように、すみきりは買い取りにすれば良い。</p> <p>5 隅切りに石があり、通行しにくいところがある。石を撤去したら、消防車がスムーズに通行できると思うので解消してほしい。</p>	<p>区道・区有通路が交差する道路の場合、隅切り用地を区に寄付していただける方を対象に奨励金制度を設け、隅切りの公道化を進めています。</p> <p>隅切りの趣旨を土地所有者の方にご説明し、石を撤去してもらうようお願いをするなど、土地所有者と協議し、隅切りが道路の形態となるよう努めていきます。</p>
<p>(2) 桜台通りに関すること</p>	
<p>1 桜台通りは道路も狭く、歩道の真ん中に電信柱が建っている。桜台通りは、防災活動の基本になると思うが、どのように考えているのか。</p>	<p>桜台通りは生活幹線道路として位置づけられており、今後整備が必要な路線です。歩行者空間の確保および、防災上の観点からも無電柱化等は効果的であると考えます。しかし、電柱の地中化については、電線を埋設する空間や地上機器の設置にあたり、一定のスペースが必要となり、そのためには拡幅の整備等が必要になってきます。</p> <p>桜台通りについては現状8メートルありますので、桜台東部地区においては、震災時においても緊急車両が円滑に通行して活動できる幅員6メートル以上の防災道路をまず地区内に整備することが優先と考えています。</p> <p>桜台通りを歩行者が安全に通行できる整備方法について、引き続き地域の皆様と検討を進めていきたいと考えています。</p>

(3) 都市計画道路補助172号線に関すること	
1 補助 172 号線と今回の計画の整備との位置づけはどのようになっているのか。今回の計画の中でも、盛り込んでほしい。	<p>都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設ですが、区内で事業が完了しているのは約5割で、更なる整備が必要です。</p> <p>しかし、都市計画道路全てを早期に整備するのは困難であるため、東京都・特別区・26市・2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を示しています。その中で、令和7年度までに優先的に整備する路線を指定しています。</p> <p>補助 172 号線は、優先整備路線に指定されておらず、整備時期は未定となっています。</p> <p>今後、補助 172 号線の整備が具体的される際に、再度、土地利用方針を検討していきます。</p>
12. 今後の進め方に関すること	
1 この計画は防災上、実現が必須と判断する。具体化を進めてほしい。	<p>桜台東部地区は老朽建築物等が密集し、防災上の課題を抱えている地区であり、防災性の向上と住環境の改善を図るため、防災まちづくりを早急に進める必要があります。</p> <p>まちの目標を実現するため、令和5年度から密集事業等の様々な手法を複合的に活用して防災まちづくりを進めます。</p>
2 事業完了までのスケジュールを示してほしい。	<p>令和5年度から令和7年度以降の進め方を、説明会資料10ページに記載しています。令和5年度は、意識啓発イベント、地域の避難路について住民アンケート、地区計画および新たな防火規制の検討、防災道路1号線の現況測量を行う予定です。</p> <p>スケジュールや進め方については、事業の進捗に併せて、地域の皆様に丁寧に説明し、防災まちづくりを進めていきます。</p>
3 防災道路の拡幅整備はどの路線から進めていくのか。	<p>1路線目が防災道路1号線、2路線目が防災道路2号線を予定しています。進捗に合わせて、2路線目以降についても密集事業による防災道路の整備を進めていきます。</p>
4 ブロック塀の撤去および狭あい道路拡幅促進路線の検討の決定する要件は、アンケートのみでよいのか。	<p>災害時の避難路について、住民アンケートを実施し、それを基に、現状の道路幅や危険なブロック塀の有無などを加味して区で路線を指定する予定で</p>

	す。
5 今後の進め方にある「意識啓発イベント」「ブロック塀等の撤去および狭あい道路拡幅促進路線の検討」「まちづくりのルールづくり」「密集事業による防災道路整備」について、どれかが止まるとどれかが止まるというような、関係性はあるのか。	それぞれ別のまちづくり手法であり、仮にどれか1つが止まったからといって、他のものが止まるというものではありません。
13. 説明会や区の対応に関すること	
1 丁寧に説明および答弁いただいていると感じた。	これまで、町会、商店会、小中学校PTAなどの推薦委員および公募の住民の方々によるまちづくり協議会を発足し、まち歩きやグループワークによる検討を重ねてきました。
2 道路整備は時間もお金もかかるし、住民にも様々な影響があると思う。地域の人たちと時間をかけて丁寧な話し合いをしつつ、できる対策を進めてほしい。	重点地区まちづくり計画については、地域全体へのアンケート、素案説明会や案説明会を行っています。
3 説明の整合性がなく、あいまいなことが多い中、計画を進めてほしくない。	また、道路拡幅の候補路線を対象に、個別訪問や懇談会を行いました。
4 法令の限界、責任と権力の限界から、苦しい回答にならざるを得ないことは理解するが、それにしても合理的とは言えない説明が目立つと思う。	今後のまちづくりの具体化に際しては、令和4年12月に説明会を行いました。
5 区から町内会に説明するなど積極的にアプローチしてほしい。	引き続き地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら、検討を進めていきます。
14. 防災まちづくりの整備計画作成に向けたアンケートに関すること	
1 道路拡幅は沿道の住民に多大な負荷がかかるため、回収率14%のアンケートで住民の意思を確認したとは考え難い。	アンケートについては、広く地区内の皆様にアンケートを届けた上での結果であり、それぞれの設問に対して回答の傾向は把握できていると考えています。
2 アンケート回収率14.4%は不十分だと思う。	また、回答にあまり時間をかけずに行えるように、選択肢の問いを中心に設問を構成し、オンラインでの回答もできるようにするなど、回答しやすくなるような工夫を行っています。今後も、回収率が高くなるような工夫を検討していきます。
15. その他	
1 たてわり行政では進まない。この課題に対する、区長直属のプロジェクトチームの設置を要請す	桜台東部地区の防災まちづくりについては、各部署と連携し、防災まちづくり課が責任をもって取り

<p>る。</p>	<p>組んでおります。</p>
<p>2 重点地区まちづくり計画の計画図に、ゾーンわけがされているが、どういう意味か。今後どうすればよいのか。</p>	<p>重点地区まちづくり計画の中でまちづくり計画図の土地利用方針という形で5つのゾーン分けしています。ゾーンにつきましては、地区の状況と、用途地域図の用途を基にお示ししています。</p> <p>今後、地区計画などで敷地の細分化、高さ、壁面位置、用途などの制限を定め、ゾーン分けした目標についてどうすれば実現できるかを検討していきたいと考えています。</p>

【桜台東部地区】 防災道路の地図

